地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規 定によりその結果を公表する。

令和2年2月3日

 徳島市監査委員
 稲 井 博

 同 藤 原 晃

 同 須 見 矩 明

 同 中 西 裕 一

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

1 対象部課等

市民環境部

市民生活課、さわやか窓口相談室、市民協働課、人権推進課、文化振興課、住民課、環境保全課、市民環境政策課、環境施設整備室、東部環境事業所業務課・施設課、西部環境事業所業務課・施設課、消費生活センター、隣保館、葬斎場、8支所(多家良・不動・入田・上八万・川内・応神・国府・北井上)

2 対象期間等

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

令和元年11月15日から令和2年1月27日まで

## 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうか を主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査 を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

### 第4 監査の結果

市民環境部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

# 改善・検討を要する事項(指摘事項)

## 1 収入事務

- (1) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が適正でないものがあった。

# 2 支出事務

(1) 施設修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。

## 3 契約事務

(1) 予算執行伺書兼支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

## 4 その他

(1) 出勤簿に押印のないものがあった。